

このような条例を考えています。

(仮称) 文京区男女平等参画推進条例の基本的な考え方について概要説明

条例制定の背景・趣旨

文京区男女平等参画推進計画（平成 23～27 年度）では、区政における男女平等参画に関する施策の位置づけを明確にし、様々な施策を体系的・総合的に推進するため、文京区にふさわしい条例の策定について検討するとされており、

これに伴い、区では、今まで積み上げられてきた男女平等参画推進施策と成果をもとに、今後施策を推進していく上での支えとなる条例の策定について、文京区男女平等参画推進会議に意見を求めました。推進会議では、平成 24 年 10 月から平成 25 年 1 月にかけて検討し、意見書をまとめました。その意見書を参考に作成した条例の基本的な考え方について、概要をお知らせいたします。

男女平等参画とは…男女が、性別にかかわらず、個人として尊重され、対等な立場で社会のあらゆる活動に参画する機会が確保されることにより、その個性と能力を発揮し、喜びも責任も分かち合うことをいいます。

I 目 的

男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女平等参画社会を実現することを目的とします。

II 基本理念 男女平等参画を進めていくための基本的な考え方です。

- ・人権尊重と、性別による差別や暴力を受けないこと
- ・固定的性別役割分担意識にとらわれない生き方を選択できること
- ・あらゆる分野への平等参画の機会が確保されること
- ・教育、学習の場での、意識の形成への取組が行われること
- ・家庭生活と職場、地域における活動との両立ができること
- ・妊娠、出産等に関する相互の尊重と、生涯にわたる健康な生活を営めること
- ・国際社会及び国内の取組を理解して行うこと

III 責 務 男女平等参画を進めていくために、区・区民・事業者が取り組むべきことです。

区	施策を策定し実施するために適切な措置を講じ、区民等と協力する。
区 民	理解を深め、推進、協力を努める。 ※区民：区内に在住、在勤及び在学の個人
事 業 者	理解を深め、推進、協力、家庭生活と職場や地域活動との均衡に努める。 ※事業者：営利、非営利に関わらず、区内で事業活動を行うもの

IV 禁止及び配慮する事項 男女平等参画の推進を妨げるものについて禁止又は配慮を求めます。

- ・性別に起因する人権侵害の禁止
- ・性別による人権侵害や固定的な役割分担を助長し、是認する表現を用いない配慮

V 基本的施策 男女平等参画を推進するために区が行う基本的な施策です。

- 計画の策定と年次報告
- 教育、意識啓発、情報提供
- 家庭と社会活動の両立
- 意思決定過程への参画
- 拠 点 施 設
- 苦情の申出への対応
- 男女平等参画推進会議

これまでの経緯		今後の予定	
平成 23 年 3 月	(仮称) 男女平等参画基本条例制定の検討が「文京区男女平等参画推進計画」（平成 23～27 年）の計画事業となる。	平成 25 年 3 月 18 日～4 月 30 日	パブリックコメント
		平成 25 年 3 月 23 日（土）	区民説明会 午前 10 時から 男女平等センター
		平成 25 年 3 月 28 日（木）	区民説明会 午後 6 時 30 分から 区民会議室 B（シビックセンター5 階 北側）
平成 24 年 10 月～平成 25 年 1 月	男女平等参画推進会議で条例に関する意見書作成	平成 25 年 5～8 月	条例案作成
平成 25 年 2 月	基本的な考え方作成	平成 25 年 9～10 月	区議会第 3 回定例会提案
		平成 25 年 11 月	条例施行